
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/7/27号 (No. 281)

【知的財産権部からのお知らせ】

○「在中国日系企業における営業秘密流出防止支援事業」のご案内

ジェトロでは、これまでに中国における営業秘密に関する法制度や侵害事例、必要な対策等について情報提供してきました。この度、さらに一歩進めて、実際に営業秘密の保護・管理体制の導入を図る日本企業の中国現地法人を対象に、専門家を派遣しコンサルテーションや社内研修を行う事業を実施します。

日本とは異なる商慣習や労務環境、司法保護状況に合わせて営業秘密の管理体制や保護措置を導入するために、ぜひご利用ください。

事業の詳細、申請書、過去ご利用企業の声は以下 URL よりご確認ください。

URL https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

<支援事業概要>

募集期間： 2018年6月29日（金）～2018年8月31日（金）

* 募集期間に関わらず、上限に達し次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

支援期間： 採択～2019年1月31日（木）

利用時間上限： 1社あたり10時間＋フォローアップ2時間

採択企業数： 6～7社程度

<お問い合わせ先>

ジェトロ知的財産課

担当：[内容について] 江田、井瀧

Tel： 03-3582-5396 Fax： 03-3585-7289

Mail： chizai@jetro.go.jp Web： <https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/>

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 財政部、知的財産権関連会計情報開示規定で意見募集(国家知識産権網 2018年7月18日)

○ 中央政府の動き

1. 2018年度第2回商標審査活動会議が開催、登録期間短縮を強調(国家知識産権網 2018年7月18日)

2. 習近平国家主席とトウスク欧州理事会議長、ユンケル欧州委員長が会談(中国政府網 2018年7月16日)

3. 外交部報道官、「革新と知的財産は他国の発展抑制の道具であってはならない」(中国打撃侵権工作網 2018年7月16日)

4. 国家知識産権局と広東省、2018年度知的財産協力会議を実施(国家知識産権網 2018年7月13日)

5. マドプロ出願の審査期間が大幅短縮、簡素化改革も推進(国家知識産権網 2018年7月13日)

○ 地方政府の動き

1. 遼寧、大連海事大学で知的財産権国際交流協力拠点を設立(国家知識産権網 2018年7月19日)

2. 厦門知識産権局、小中学生 IP サマーキャンプを開催(国家知識産権網 2018年7月18日)
3. 湖南省知識産権局、権利侵害判定研修を開催(国家知識産権網 2018年7月16日)
4. 広東・香港・澳門、知的財産権による起業支援イベントを開催(国家知識産権網 2018年7月16日)
5. PCT ハイレベル巡回シンポジウムが江蘇・南京市で開催(国家知識産権網 2018年7月16日)
6. 天津市知識産権局とジェトロ北京事務所が知的財産保護協力で会談(中国打撃侵権工作網 2018年7月12日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. SIPO、2017年度専利権侵害詐称 10大典型事件を発表(国家知識産権網 2018年7月19日)

○ 統計関連

1. 昆明市、「2017年知的財産権促進と保護状況」白書を発表(昆明市政府公式サイト 2018年7月18日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 財政部、知的財産権関連会計情報開示規定で意見募集★★★

企業による知的財産権の管理強化と、知的財産権に関する会計情報開示の規範化、知的財産権運用の促進を狙い、国家財政部がこのほど、「知的財産権関連会計情報の開示に関する規定（意見募集稿）」を公表した。国务院の関連部署、地方の財政部門、一部の中央企業に意見を求める。意見募集期限は9月1日。同規定は2019年1月1日より施行される見通し。

現行「企業会計準則第6号——無形資産」によると、中国企業は、無形資産として確認された知的財産権のみの開示が義務付けられている。今回「意見募集稿」では、無形資産として確認されていなくても、企業が保有、管理している知的財産権であれば、開示する必要があると改正した。このほか、6つの強制的開示と一つの任意開示に関する内容が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2018年7月18日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 2018年度第2回商標審査活動会議が開催、登録期間短縮を強調★★★

7月13日、2018年度の第2回商標審査活動会議が山東・済南市で開催された。国家知識産権局(SIPO) 劉俊臣副局長が出席し、演説した。

劉副局長は、商標登録審査の効率と品質が安定的に向上し、審査期間が7ヶ月にまで短縮されたなど、今年上半期の商標登録簡素化改革で上げた実績を総括した後、下半期に体制の整備、改善、技術手段の活用、管理の強化などを通じて商標審査期間のさらなる短縮という目標の実現に努めなければならないと強調した。また、商標出願件数の合理的な増加、情報化作業の推進、審査基準の改善などに取り組むよう求めた。

SIPO 弁公室、人事司、商標局、商標審査協力センターの責任者と一部の地方商標管理部門の責任者が会議に出席し、商標審査活動について経験交流を行った。

(出典：国家知識産権網 2018年7月18日)

★★★2. 習近平国家主席とトウスク欧州理事会議長、ユンケル欧州委員長が会談★★★

7月16日、習近平国家主席は北京の釣魚台国賓館で、第20回中国EU首脳会合に出席するために訪中したトゥスク欧州理事会議長、ユンケル欧州委員長と会談を行った。

習主席は、中国とEUは包括的な戦略的パートナーシップの正しい方向性をしっかりと把握し、平和、成長、改革、文明の4つの主要なパートナーシップの構築を促進し続けなければならないと強調し、投資拡大、イノベーション、「一帯一路」構想を含む様々な分野における対話と協力を積極的に推進し、政治的対話を強化したいと表明した。また、「中国とEUはともに世界最大の経済体と貿易体であり、多国間取引制度の受益者でもある」との認識を示し、自由貿易体制の維持などで戦略的な協力を強化するよう望むと語った。

トゥスクとユンケル委員長は、「中国との包括的な戦略的パートナーシップは非常に重要である。欧州統合プロセスを支援してくれた中国に感謝し、様々な分野における中国との協力を拡大し、国際問題で緊密にコミュニケーションし調整する意向である」、「共に多国間主義に取り組み、ルールベースの国際秩序の維持、相互尊重に基づく国家間の関係の維持、多国間協議による多国間貿易体制の改善を提唱したい」などと表明した。

(出典：中国政府網 2018年7月16日)

★★★3. 外交部報道官、「革新と知的財産は他国の発展抑制の道具であってはならない」★★★

米通商代表部が10日、「通商法301条に基づく調査に関する声明」を発表し、この中で「中国が知的財産権を侵害している」と非難した。これに対して、外交部の華春瑩報道官は13日の記者会見で、「イノベーションと知的財産は、米国が他の国々の発展を抑制する道具であってはならない」、「世界において、中国はイノベーションのリーダーになりつつある」と反論した。

華報道官は、「ここ数カ月、米国は知的財産権侵害を理由に、中国を繰り返し批判してきたが、これを裏付ける有力な証拠を出せていない」と指摘した上、「世界知的所有権機関(WIPO)が公表した統計データによると、中国企業によるPCT(特許協力条約)国際特許出願は、米国に次いで世界2位である。2017年通年の特許出願件数は前年比14.2%増の138万2000件に達し、7年連続で世界一となっている。中国はすでに知的財産権を創出する大国になった」と強調した。

去年、中国が外国に支払った知的財産権の使用料は286億ドルに上る。一方、中国の抱えた赤字は200億ドル超となった。この中で、米国に支払った金額は前の年に比べて14%増えている。「これは米国の根拠を持たない非難に反撃する有力な証拠である」と華報道官が述べた。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年7月16日)

★★★4. 国家知識産権局と広東省、2018年度知的財産協力会議を実施★★★

7月12日、国家知識産権局(SIPO)と広東省人民政府が広州で、2018年度知的財産権協力会議を実施した。広東省の李希書記とSIPO申長兩局長が出席した。

申局長は演説の中で、より深いレベルでの協力事業の実施、知的財産権の品質向上、保護の厳格化、運用促進、国際協力の強化などで協力を強化するよう望むと表明した。賀化SIPO副局長が2018年度知的財産権協力会議の主要事項を説明した。SIPOと広東省の政府、企業、大学、研究機関、知的財産権サービス機構などの関係者300名以上が参会した。

広州訪問期間中、申局長一行らはSIPO専利局の専利審査協力広東センターと商標審査協力広州センターを視察した。

(出典：国家知識産権局 2018年7月13日)

★★★5. マドプロ出願の審査期間が大幅短縮、簡素化改革も推進★★★

マドリッドプロトコルに基づく国際商標出願(マドプロ出願)に関する審査実務の品質、効率の向上を狙い、国家知識産権局(SIPO)・商標局は、その審査期間を大幅に短縮する方針を固めた。

今のところ、国際条約により、拒絶通報の期間が12ヶ月と定められているものについては審査期間を7ヶ月に、18ヶ月のものについては10ヶ月にまで短縮できた。それをさらに短くし、それぞれ今年7月末と11月末までに、6ヶ月まで短縮できるという。

海外の出願人から、中国を指定国官庁とするマドプロ出願は近年、急増している。2016年は2万1200件、昨年は2万6100件で、年平均増加率は23%に達し、13年連続でマドリッド同盟加盟国の中で一位となっている。商標局関係者によると、同局は外国人出願者の権益を平等に保護することを高く重視している。商標登録審査期間の大幅な短縮に取り組むとともに、国際登録手続きの簡素化改革を推進している。

(出典：国家知識産権網 2018年7月13日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 遼寧、大連海事大学で知的財産権国際交流協力拠点を設立★★★

遼寧省知識産権局と大連海事大学が共同で設立した遼寧知的財産権国際交流・協力拠点はこのほど、大連海事大学で銘板除幕式を開催した。省知識産権局の李長春局長と大連海事大学の孫培廷副学長が出席し、同拠点の共同運営に関する協力協定に署名した。

李局長は、遼寧省と「一帯一路」沿線国との知的財産権分野における交流、協力の強化などで同拠点は重要な役割を果たすだろうとの認識を示し、良好な知的財産権発展環境の構築、知的財産権運用・保護の能力向上などのために、大学の各活動を引き続き支援していくと語った。孫副学長は、省知識産権局の支援の下で、知的財産権分野の国際協力を推進し、全国で影響力を有する知的財産権の国際交流プラットフォームになるよう同拠点の整備に取り組むと表明した。

(出典：国家知識産権網 2018年7月19日)

★★★2. 廈門知識産権局、小中学生 IP サマーキャンプを開催★★★

福建・廈門市知識産権局と、市教育局、廈門外国語学校はこのほど、小中学生を対象とした第4回知的財産権(IP)サマーキャンプを共同で開催した。廈門市の小中学生知的財産権発明創造連盟の活動と、小中学校によるイノベーション型人材の育成を支援するために開催されたこのサマーキャンプに、廈門市の知的財産権教育パイロット事業を進めている小中学校12校からの生徒50数人が参加した。

今回IPサマーキャンプのテーマは「イノベーション素養を向上し、創造の樂園を構築」。先端技術と知的財産権に関するセミナーや、廈門大学見学、設計コンテスト、特許運用企画などのイベントを通じて、生徒たちは先端技術やイノベーションを身近に体験し、視野を広げたほか、実践から知的財産権を学ぶことができた。

(出典：国家知識産権網 2018年7月18日)

★★★3. 湖南省知識産権局、権利侵害判定研修を開催★★★

湖南省知識産権局がこのほど、専利(特許、実用新案、意匠)行政法執行部門の関係者を対象とした権利侵害判定研修を長沙市で開催した。省知識産権局の段志雄局長が開講式に出席し、演説した。

段局長は、知的財産権保護活動に対する社会満足度の向上、良好なビジネス環境と研究開発環境の改善、迅速な権利保護体制の整備などに取り組む方針を表明した。国家知識産権局(SIPO)・専利復審委員会からの専門家は▽権利侵害と権利無効、▽権利侵害判定における権利範囲の解釈、▽権利侵害判定の基本理論、▽意匠権侵害判定の実務——などについて、実務経験と実際の事例を結びつけて講義を行った。湖南省の各知的財産権管理部門の専利行政法執行担当者、中国(長沙)知的財産権保護センターの職員を含む150名以上が受講した。

(出典：国家知識産権網 2018年7月16日)

★★★4. 広東・香港・澳門、知的財産権による起業支援イベントを開催★★★

広東省知識産権局と香港知的財産権署が主催した「広東・香港・澳門、ハイエンド知的財産権サービスによる青年起業支援イベント」が珠海で開催された。澳門経済局と深セン横琴新区管理委員会が協賛し、珠海市知識産権局、七弦琴国家プラットフォームが運営を担当した。広東、香港、澳門の知的財産権サービス機構、企業などからの代表 30 数名が参加した。

イベントの一環として行われたシンポジウムにおいて、広東省知識産権局の責任者は、粵港澳（広東・香港・澳門）大湾区建設が全面的に始動した今年中に、三地方が粵港澳大湾区と「一帯一路」の建設に注力し、これまでの成果を踏まえて協力領域を拡大し、知的財産権協力の新局面を切り開きたいと語った。香港知的財産権署の責任者は、今回イベントを評価した後、広東・香港・澳門による知的財産権協力枠組みの主な内容を説明し、協力の強化により大湾区のイノベーション、起業を促進したいと表明した。

（出典：国家知識産権網 2018 年 7 月 16 日）

★★★5. PCT ハイレベル巡回シンポジウムが江蘇・南京市で開催★★★

世界知的所有権機関（WIPO）と国家知識産権局（SIPO）が共催した「特許協力条約（PCT）ハイエンド巡回シンポジウム」がこのほど、江蘇・南京市で開催された。江蘇省知識産権局が運営を担当した。WIPO と SIPO の責任者、省知識産権局の支蘇平局長が出席し、演説した。

シンポジウムにおいて、WIPO の PCT 法律部門の専門家と SIPO の専門家が PCT 最良事例、代理関連実務、手続保障、法的救済、最新の動きなどを説明し、企業関係者の質問に答えた。ユーザーとの交流の懸け橋として、WIPO が中国の出願者の需要に対する理解を深めることができた。

PCT に基づく国際出願は、海外での特許保護の主なルートとして、多くの国内企業、研究機関から注目されるようになっている。今回シンポジウムに、輸出志向型企業、研究機関、知的財産権サービス機構から 140 名以上が出席した。

（出典：国家知識産権網 2018 年 7 月 16 日）

★★★6. 天津市知識産権局とジェトロ北京事務所が知的財産保護協力で会談★★★

7 月 2 日、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部の本間部長一行らが天津市知識産権局を訪問し、藍兆琪副巡視員と会談を行い、天津とジェトロとの間の知財保護協力、天津にある日系企業の知財保護サービスの強化などについて意見を交わした。

藍副巡視員は、相互理解をさらに深め、双方の知的財産権協力プロジェクトを共に推し進めていきたいと表明し、天津にある日系企業を対象とした知的財産権保護サービスの強化を提案した。

会談において、双方は、昨年実施した知的財産権保護協力を総括した後、今年の保護協力事業に関する協力方法、実施時間などについて意見交換を行った。また、日系企業による天津の知的財産権保護政策の理解と天津企業による国際知的財産権制度の理解を増進し、両国企業、市場の健全的な発展を促進するよう意思疎通、交流を強化することで合意した。

（出典：中国打撃侵権工作網 2018 年 7 月 12 日）

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. SIPO、2017 年度専利権侵害詐称 10 大典型事件を発表★★★

知的財産権保護の厳格化に関する国の方針を徹底し、専利（特許、実用新案、意匠）行政法執行活動を指導、推進するために、国家知識産権局（SIPO）が 2017 年度の専利権侵害詐称摘発 10 大典型事件を発表した。

2017 年度の専利権侵害詐称摘発 10 大典型事件に、電子商取引、展示会などの重点分野で摘発した特許や実用新案、意匠に関する侵害、詐称事件が選ばれた。この中で、本田技研工業のオートバイに関

する意匠権が上海市の某企業によって侵害された事件も含まれる。上海市知識産権局は権利侵害の事実を認め、侵害者に対し関連商品の製造、販売の中止を命じた。

今回発表した 10 大事件で、法執行の確実な強化、違法コストの引き上げ、良好なビジネス環境の構築などで全国の知的財産権管理部門が取得した実績がうかがえる。

(出典：国家知識産権網 2018 年 7 月 19 日)

○ 統計関連

★★★1. 昆明市、「2017 年知的財産権促進と保護状況」白書を発表★★★

雲南・昆明市がこのほど「2017 年昆明市知的財産権促進と保護状況」白書を発表した。昨年、昆明市の専利（特許、実用新案、意匠）、商標、著作権を含む知的財産権の数は大幅に増加した。専利出願は 1 万 6925 件、雲南省全体の 59% を占め、専利登録は 8217 件、同 58% を占めた。

白書によると、昆明市の昨年末時点の人口 1 万人あたり特許保有件数は 11.2 件、全国平均の 1.4 件を上回っている。商標の新規登録件数は 2 万 671 件で、有効登録商標は 11 万 2314 件に達する。国家林業局により登録された植物新品種は 9 件、雲南省林業庁により登録された植物新品種は 29 件であった。

この外、白書に知的財産権モデル企業や、知的財産権の運用、転化、小中学校における知的財産権教育などに関するデータが盛り込まれている。

(出典：昆明市政府公式サイト 2018 年 7 月 18 日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved